



## 1 手続主宰者の資質・能力

法的知識等に係る専門能力（法的知識、争点整理能力、説得能力等）

紛争分野固有の専門能力

紛争解決に係る専門能力（コミュニケーション、カウンセリング技術等）

いずれも重要だが、 の法的知識・法的素養の重要性の確認。

法制化する際に、規制するか否か、どのような規制として落とし込むか。

（通則的規律の強行規定、促進法規定として構成、責務規定として構成）

## 2 手続主宰者の資格要件に関する法制

スタート地点として確認しておくべきポイント（現行法）

- ・ 弁護士法 72 条：法律事件について報酬を得て業として行なう和解・仲裁を弁護士に限定。<sup>1</sup> 公益的な規定。<sup>2</sup>
- ・ 法的な専門性と懲戒制度に裏付けられた専門家の倫理・良心
- ・ 紛争に悩む人に乗じて利益を得てはいけない。他人の秘密や利益に接する機会の多さ。誘惑に負けない必要。資格剥奪などの制度的担保
- ・ ADR の名のもとに事件屋・示談屋的な非合法的な解決がなされることは防止されるべきであり、審議会意見書が目指した「法の支配」の理念から社会生活全体のレベルアップに繋げるためにも、法的素養は重要。

ADR 拡充活性化・担い手確保の観点から、弁護士法 72 条の緩和の必要性はあり（意見書）緩和を考えると時の考え方

- ・ どのような「要件」のもとで、「特例」又は「緩和」を認めると、弁護士法 72 条の趣旨に反せず、法が守ろうとしている国民の権利保護の利益を損なわないか、を考えるべき。無原則的な緩和の考え方は採用できない。
- ・ 他方で、紛争類型が多様であり、それらの解決手続・方法などの特質も

---

<sup>1</sup> 最高裁昭和 46 年 7 月 14 日大法廷判決；「...世上には、このような資格もなく何らの規律にも服しない者が、自らの利益のため、みだりに他人の法律事務に介入する例もないではなく、これを放置するときは、当事者その他の関係人らの利益をそこね、法律生活の公正円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することとなるので、同条は、かかる行為を禁圧するために設けられたもの...」

つまり、法的知識もなく弁護士倫理その他の規律にも服さない者が他人の法律事件にみだりに業として関与することにより当事者その他関係者の利益をそこなうという事態を防止するために設けられた規定。

<sup>2</sup> 公益的な規定であることの意味として、弁護士の都合で規定の要・不要を決めることはできないことになる。つまり、弁護士が現実には仲裁・和解をあまり業務として行っておらず「和解・仲裁」は 72 条から削除してよいと主張したからといって規定が不要になるものではなく、逆に弁護士が必要というから必要性が認められる関係にはない。国民の権利義務の保護という観点から決められるべきもの。弁護士法の中に規定され、他の資格者の根拠法にも同様の規定があるため、誤解を受けやすいが、弁護士の利益擁護の規定ではない。

多様であるため、その特質に即して考慮すべき。

- ・ 多彩な資質・能力を有する者が ADR において手続主宰者として活躍できることを可能にし（人的資源の活用）、かつ弁護士法第 72 条の趣旨に反しない緩和のあり方を考える必要がある。

### 3 仲裁・和解についての弁護士法 72 条の緩和について（72 条適用領域）

- ・ 弁護士が一定の関与（弁護士と共同でまたは弁護士の助言を受ける）をすることを条件として、非弁護士も手続主宰者になれるものとする（現在は共同しても弁護士以外のものは主宰になれない）<sup>3</sup>
- ・ また、一定の実績と信頼性のある機関における ADR については、非弁護士が手続主宰者となることは弁護士法第 72 条との関係で違法視しないというこれまでの扱いを確認する（特例扱い）<sup>4</sup>

### 4 72 条適用領域外の ADR における手続主宰者の資格要件

- ・ 弁護士法第 72 条適用領域外でも、特に法律事件については、報酬を得ないで行っている場合でも、法的専門能力を有する者が手続主宰者として手続に関与することが、国民の利益にかない、ADR の公正さ・信頼性担保のために必要。
- ・ 法律事件とは言えない紛争、法的問題点あるいは法律的な権利義務関係を含むが当事者のこだわりが法的な問題点以外にある紛争など（家庭内紛争、親子の紛争など）は、固有の分野の専門能力、紛争解決にかかる専門能力などを重視することもあり得てよい。
- ・ この場合でも、手続主宰者の資格要件以外の ADR 機関としての適格性が前提となるのではないか。ADR の多様性・自主性を害しない限度で、公正さ・信頼性確保のための適切な法制等を考えるべきである。仕組み、制度的担保は重要。

### 5 その他

ADR の活性化に意を用いるあまり、信頼性に欠ける ADR 機関ばかりが誕生したのでは、基本法を作る意味がないし、基本法により ADR が益々

---

<sup>3</sup> イメージとしては民事調停、家事調停における調停委員の関与を考えると分かりやすいが、これに限られない。非弁護士も研修等により紛争解決に必要な能力は法的知識・能力を含めて習得することになろうし、弁護士の助言・共同関与により、本来弁護士法 72 条が要求した資質は満たされることになると考えてよいのではないか。

<sup>4</sup> 日本商事仲裁協会、海運集会所、弁護士会仲裁・あっせんセンター、知的財産仲裁センター等がその対象として考えられる。既得権的な考え方にならざるを得ないか。経過規定に適用除外規定を入れるイメージ。

利用されなくなる結果になることは避けたい。そのためには信頼性の確保が前提になる。

A D Rの活性化の前提となるA D Rにおける自主性、主体性を育てるために、規制を極力排除する考え方は、もし実現できるならば望ましいと考えるが、国民が安心して選択できるA D R機関を世の中に誕生させるための担保手段において、不安がある。つまり、国民が多様なA D Rの中からニーズにあった自由な選択をすることができるようにするためには、前提として、A D R機関の情報開示、外部評価・第三者評価が不可欠となるが、常に適正な情報開示が可能となる実効性ある仕組みを作ることが極めて難しい。また、適正な開示がなされない場合の制裁、評価が誤っていた場合の救済など、制度作りとして極めて難しい問題を抱えることになる。

A D Rを基本法において認知することは、国民に対し責任を取ることの出来るシステムを内蔵したA D Rを用意することが基本となるべきであり、その意味でも、主宰者要件による規制は重要なものとなる。